

中国四国植物防疫研究協議会規約

第1条 本会は中国四国植物防疫研究協議会という。

第2条 本会の主たる事務所は高知県香南市野市町深淵本田 1211 一般社団法人日本植物防疫協会高知試験場内に置く。

第3条 本会は会員相互の病害虫に関する知識および防疫施策の交流を図り、農業の向上発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 試験研究の発表会の開催（公開）
2. 会誌などのオンライン発行
3. その他目的達成のために必要な事項

第5条 本会の事務局は庶務事務局、編集事務局、大会開催事務局の3つで構成する。

1. 庶務事務局は高知県香南市野市町深淵本田 1211 一般社団法人日本植物防疫協会高知試験場内に置く。
2. 編集事務局は広島県福山市西深津町 6-12-1 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センター（以下、西日本農研）内に置く。
3. 大会開催事務局は大会開催県に置く。

事務局の移行にあたっては直近の総会において承認を得る。

第6条 本会の会員は通常会員、賛助会員および購読会員とする。通常会員は本会の趣旨に賛同して入会した植物防疫行政あるいは研究業務に携わる個人および植物防疫に関心のある個人、賛助会員は本会の趣旨に賛同し、賛助するために入会した植物防疫に関わる資材の製造販売などに携わる団体、購読会員は年報購読のため入会した団体または機関とする。

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

編集委員長 1名

評議員 30名程度

会計監査 2名

編集委員・編集幹事 若干名

庶務幹事 1名

会長、会計監査、編集委員長は評議員会で推挙し、副会長は当該年度の大会開催県、および次期年度の大会開催予定県の評議員より選出し、総会において決定する。庶務幹事は会長が委嘱し、編集委員および編集幹事は編集委員長が推薦のうえ会長が委嘱する。

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。任期は2年とし重任しない。副会長は会長を補佐する。評議員は本会の企画運営に参画するとともに会務の連絡にあたる。

第9条 会計監査は会計を監査する。

第10条 庶務幹事は会長の指示に従って本会の会務を処理する。編集委員長、編集委員および編集幹事は会誌その他本会出版物の編集にあたる。

第11条 大会は年1回開催し、総会、研究発表会等をもってこれにあてる。ただし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

第12条 総会においては、規約の改正、前年度の会計決算報告並びに当年度予算および事業計画、役員の選出、その他必要と認める事項を決議する。

第13条 役員が人事異動等やむを得ない事情により、職務を果たせない場合には、代行者を会長に推薦する。会長はその者を役員会に諮り、信任を得る。会長の場合に当たっては、副会長が代行する。

第14条 総会の決議は出席者の過半数の同意による。ただし、規約の改正については出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第15条 本会の経費は会費ならびに寄付金等によって賄うものとする。年会費は通常会員は1,000円、賛助会員は7,000円、購読会員は2,000円とする。なお、会費を3年以上滞納した会員は退会扱いとする。

第16条 本会の会計年度は毎年10月にはじまり9月末日に終わる。

付則 本規約は令和7年11月27日から施行する。